

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年11月4日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

給水管漏水修繕

2 履行（納品）場所

横浜市都筑区南山田2丁目27番1号
横浜市立南山田小学校

3 契約日

令和4年8月20日

4 履行日又は履行期間

令和4年8月20日

5 契約金額

461,142円（税込み）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社水野商会
横浜市青葉区市ヶ尾町1797番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

出勤していた職員の指摘により漏水が発覚をした。校庭まで水が溢れており学校運営に支障があったため、緊急で給水管の修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に管で登録している市内中小企業から緊急対応可能で過去の実績が優良な業者であったため

9 所管

横浜市立南山田小学校